

南山大学大学院法務研究科教育課程連携協議会規程

（設置）

第1条 この規程は、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第6条の2第1項に基づき、南山大学大学院法務研究科（以下、「本法務研究科」とする。）に設ける教育課程連携協議会（以下「連携協議会」という。）について定める。

（目的）

第2条 連携協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- 1 法曹界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- 2 法曹界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項およびその実施状況の評価に関する事項

（構成）

第3条 連携協議会は、次に掲げる各号の委員で構成する。

- 1 本法務研究科長
- 2 本法務研究科専攻主任
- 3 他大学の法科大学院の教員
- 4 愛知県弁護士会に所属する弁護士
- 5 その他本法務研究科長が必要と認める者

連携協議会の委員の過半数は、前項第3号から第5号までに規定する委員でなければならない。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（議長）

第5条 連携協議会に議長を置き、本法務研究科長をもって充てる。

議長は、連携協議会を招集する。

（議事）

第6条 連携協議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

連携協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、連携協議会に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。